

## 鳥取市新庁舎建設に関する基本方針（案）からの主な変更点

### 前文、1 基本理念

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では、姉妹都市である郡山市をはじめとした多くの庁舎が被災し、災害対策の実施に支障をきたすという事態が起こっていることから、災害に強く、市民の安全安心を守る防災拠点として真に機能する新庁舎の必要性を盛り込みました。

### 庁舎被害の事例（このほかにも多くの被害の事例がある）

郡山市 （福島県）	震度 6 弱により市役所本庁舎（昭和 43 年築）が甚大な被害を受けたため、対策本部を野球場会議室内に設置。
いわき市 （福島県）	震度 6 弱により市役所本庁舎（昭和 48 年築）に被害発生、安全性考慮し、全庁退避（立入規制）中。消防庁舎に対策本部を設置。
陸前高田市 （岩手県）	津波の被害を受けて機能停止に陥った市役所に代わって、高台にある市給食センターに災害対策本部を設置。

### 2 庁舎の新築・統合

「耐震改修が良いとする声も一部にはあるが」と表現していましたが、新築という内容で基本方針として整理しました。

市民のご意見等を踏まえた上で取りまとめたことについては、前文に表現しています。

### 3 庁舎の統合の範囲

基本方針（案）を公表した 2 月 25 日以降の議論を踏まえ、下水道庁舎も引き続き庁舎として使用していくこととしました。

本庁機能のある 7 つの庁舎のうち、5 つを統合する方針としました。

### 7 工事の地元発注と地域経済効果

地元建設業界などから、地元発注を求める声をいただいています。新庁舎のみならず、新庁舎建設によって周辺に呼び込まれる 民間投資についても、可能な限り地元に発注していただくよう関係者に要請することとしました。

### 8 跡地・空きスペースの利活用

建設候補地を駅周辺と決定するにあたり、本庁舎及び第二庁舎跡地の有効活用については、速やかに検討を開始することを明記しました。